

平成 3 0 年

第 4 回西原村臨時会会議録

平成 3 0 年 3 月 2 7 日

平成 3 0 年 3 月 2 7 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成30年第4回臨時会会期日程表

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 日 程 | 備 考 |
|-------|---|-----|--|-----|
| 3月27日 | 火 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (議案第35号～第44号) | |

提 出 議 案 等

(平成30年3月27日提出)

(村長提出議案)

議案第35号 工事請負契約の締結について

議案第36号 工事請負契約の締結について

議案第37号 工事請負契約の締結について

議案第38号 工事請負契約の締結について

議案第39号 工事請負契約の締結について

議案第40号 工事請負契約の締結について

議案第41号 工事請負契約の締結について

議案第42号 工事請負契約の締結について

議案第43号 工事請負契約の締結について

議案第44号 工事請負変更契約の締結について

目 次

第1号（3月27日）

| | |
|-------------------------------|----|
| 議事日程第1号 | 1 |
| 応招議員氏名 | 2 |
| 出席議員氏名 | 3 |
| 事務局職員出席者 | 3 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 開会・開議 | 5 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名について | 5 |
| 日程第 2 会期の決定について | 5 |
| 日程第 3 村長提案理由説明（議案第35号～議案第44号） | 5 |
| 日程第 4 議案第35号 工事請負契約の締結について | 6 |
| 日程第 5 議案第36号 工事請負契約の締結について | 6 |
| 日程第 6 議案第37号 工事請負契約の締結について | 6 |
| 日程第 7 議案第38号 工事請負契約の締結について | 6 |
| 日程第 8 議案第39号 工事請負契約の締結について | 6 |
| 日程第 9 議案第40号 工事請負契約の締結について | 6 |
| 日程第10 議案第41号 工事請負契約の締結について | 6 |
| 日程第11 議案第42号 工事請負契約の締結について | 6 |
| 日程第12 議案第43号 工事請負契約の締結について | 6 |
| 日程第13 議案第44号 工事請負変更契約の締結について | 14 |
| 閉 会 | 15 |
| 署 名 | 17 |

第 1 号 (3 月 2 7 日)

平成30年第4回西原村議会臨時会会議録

平成30年3月27日、平成30年第4回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成30年3月27日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（議案第35号～議案第44号）
- 日程第 4 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第36号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第44号 工事請負変更契約の締結について

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番 | 村 上 高 志 君 |
| 3 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番 | 中 西 義 信 君 |
| 5 番 | 西 口 義 充 君 |
| 6 番 | 上 野 正 博 君 |
| 7 番 | 山 下 一 義 君 |
| 8 番 | 林 田 直 行 君 |
| 9 番 | 桂 悦 朗 君 |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番 | 村 上 高 志 君 |
| 3 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番 | 中 西 義 信 君 |
| 5 番 | 西 口 義 充 君 |
| 6 番 | 上 野 正 博 君 |
| 7 番 | 山 下 一 義 君 |
| 8 番 | 林 田 直 行 君 |
| 9 番 | 桂 悦 朗 君 |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 坂 園 まゆみ 君 |
| 議会事務局書記 | 松 永 誠 司 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|----------|--------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 内田安弘君 |
| 教育長 | 竹下良一君 |
| 総務課長 | 西山春作君 |
| 企画商工課長 | 須藤博君 |
| 教育課長 | 米口三喜男君 |
| 会計管理者 | 中村義光君 |
| 税務課長 | 佐藤光弘君 |
| 建設課長 | 吉田光範君 |
| 震災復興推進課長 | 高本孝嗣君 |
| 住民福祉課長 | 塚元利文君 |
| 保健衛生課長 | 藤吉昌也君 |
| 保育園長 | 前川ちずる君 |

○議長（宮田勝則君）皆さん、こんにちは。

本日は全員出席であります。

第4回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成30年第4回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番議員、桂悦朗君、1番議員、堀田直孝君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）改めまして、皆さん、こんにちは。

きょうも大変またお世話になります。

平成30年第4回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜りまことにありがとうございます。

早いもので、熊本地震から2年を迎えようとしております。平成30年度は、熊本地震からの復興、そして宅地の再生へ向けての正念場と考えております。

さて、今回の臨時会は、工事請負契約等の締結についてをお願いするものでございます。事務手続を考慮し、早急に議会の議決が必要となりましたので、議員各位にはご多忙とは存じますが、臨時会をお願いいたしました。

国の平成29年度補正予算を受けて、一般会計の補正予算で予算化しておりました災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、宅地耐震化推進事業等について、工事の入札が終わりましたので、工事請負契約の締結などを今回提案させていただくものでございます。いつも宅地の再生なくして住家の再建はないと申し上げております。被災者の方々が一日も早く、もとの集落、もとの宅地で再建されんことを願うものであります。

ことしに入り4回目の臨時会ではありますが、一日も早く宅地の再生を含む集落復興を行って、住家の再建へ向け、安心感も持ってもらえるならばと考

えております。

議員各位には、定例会に続いての臨時会ではありますが、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

今回、提案しております議案第35号から議案第43号につきましては、全て工事請負契約の締結についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第35号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（鳥子工区）、議案第36号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（小森・宮山工区）、議案第37号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（河原工区①）、議案第38号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（河原工区②）、議案第39号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（河原工区③）、議案第40号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（袴野・出の口・宮山工区）、議案第41号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（滝①－1）、議案第42号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（谷頭③・瓜生迫）、議案第43号、大切畑地区宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事、以上9件については、熊本地震により被災した宅地等の復旧事業につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、契約締結が必要となりました。宅地再生で擁壁等の復旧工事の第一歩が始まったということで、今後ともスピード感を持って進めてまいりたいと考えています。

詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

次に、議案第44号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

平成30年3月の第1回定例会におきまして変更契約の議決をいただきました田中高遊線道路災害復旧工事につきまして、再度、契約変更が必要となりました。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

これらの議案は、それぞれ地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、今期の臨時会に提案いたしました議案10件でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第35号、工事請負契約の締結についてから日程第12、議案第43号、同じく工事請負契約の締結についてまでを一括議題としますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、議案第35号から議案第43号までを一括

議題とします。

内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

(震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明)

○震災復興推進課長(高本孝嗣君)改めまして、こんにちは。

それでは、議案第35号から議案第43号まで説明させていただきます。

まずは、議案第35号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定より議会の議決を求める。

平成30年3月27日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西災関宅第2号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事(鳥子工区)。

2、契約金額、5,567万3,784円(税抜き額5,154万9,800円)。

3、契約の相手方、所在地、阿蘇郡西原村大字鳥子2710番地、会社名、日置工業株式会社、代表者、日置一登。

この工事の箇所につきましては、2枚めくっていただきたいと思いますが、小園、馬場、上鳥子集落の3カ所にまたがっておりまして、この工法といたしましては、法枠併用地山補強土工を行います。面積的には174.7㎡、ブロック積擁壁工が242㎡ということでございます。

3カ所のうち2カ所がブロック積みの擁壁工ということで、4mと5m以内の工法で行います。1カ所が地山の補強土工で、ブロック積みと併用して行うということでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第36号を説明させていただきます。

工事請負契約の締結について。

中ほどは省略させていただきます。

記から読み上げさせていただきます。

1、契約の目的、西災関宅第4号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事(小森・宮山工区)。

2、契約金額、7,214万8,195円(税抜き額6,680万3,885円)。

3、契約の相手方、所在地、阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、会社名、株式会社下村組、代表者、下村一恵。

これも2枚めくっていただきたいと思いますが。

この箇所につきましては、一応この中に書いておりますブロックの中でKM002からMY001、MY002、MY003という箇所が、今回のこの契約の箇所になりまして4カ所になります。

工法につきましては、法枠併用地山補強土工、面積155.8㎡、ブロック積擁壁工、面積232.6㎡、大型ブロック積擁壁工、面積137㎡、吹付法枠工、面

積217.6㎡ということで、主に袴野、宮山地区を箇所といたしております。

続きまして、議案第37号、工事請負契約の締結について。

これも中ほど省略させていただきます。

1、契約の目的、西災関宅第5号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事(河原工区①)。

2、契約金額、1億1,545万1,350円(税抜き額1億689万9,399円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼76-3、会社名、株式会社アスク工業、代表者、上村信敏。

これも2枚めくっていただきたいと思います。

これにつきましては、KH-8、KH-9が今回の該当になっております。緑色の部分でございます。

工法といたしましては、法枠併用地山補強土工、面積511.2㎡、網状鉄筋挿入工、長さが37.2mということでございます。箇所的には、田中集落でございます。

続きまして、議案第38号、工事請負契約の締結について。

中ほど省略いたします。

1、契約の目的、西災関宅第6号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事(河原工区②)。

2、契約金額、1億36万7,762円(税抜き額9,293万3,113円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大字中島88番地、会社名、村上建設株式会社、代表者、代表取締役、村上裕輝。

2枚めくっていただきたいと思います。

この箇所は3カ所になります。KH006、KH007、KH011ということで緑色になります。工事場所につきましては、秋田原の団地、河原団地の南側に該当しております。

工法につきましては、法枠併用地山補強土工、面積が408.7㎡、ブロック積擁壁工91㎡、網状鉄筋挿入工、長さ26.5mということでございます。3カ所でございます。

続きまして、議案第39号、工事請負契約の締結について。

中ほどは省略させていただきます。

1、契約の目的、西災関宅第7号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事(河原工区③)。

2、契約金額、9,895万6,305円(税抜き額9,162万6,209円)。

3、契約の相手方、所在地、阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社名、有限会社堀田建設、代表者、堀田賢司。

これも2枚めくっていただきたいと思います。

これにつきましては5カ所になります。緑色の分ですけれどもKH001、KH002、KH003、KH004、KH005でございます。

ここは、主に工法といたしましては、ブロック積擁壁工864.4㎡と法枠併用地山補強土工、面積80.9㎡でございます。

続きまして、議案第40号、工事請負契約の締結について。

中ほどは省略させていただきます。

1、契約の目的、西滑動第9号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（袴野・出の口・宮山工区）。

2、契約金額、5,707万3,804円（税抜き額5,284万6,115円）。

3、契約の相手方、所在地、阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、会社名、株式会社下村組、代表者、下村一恵。

これは2枚めくっていただきたいと思います。

こちらについては、ピンクの色でございますけれども、KM112、KM113、KM115、MY101、MY105の5カ所になります。

工法については、網状鉄筋挿入工、長さ70.9m、ブロック積擁壁工が171.9㎡でございます。

続きまして、議案第41号、工事請負契約の締結について。

中ほどは省略させていただきます。

1、契約の目的、西滑動第15号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（滝①-1）。

2、契約金額、7,301万6,340円（税抜き額6,760万7,723円）。

3、契約の相手方、所在地、阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川建設株式会社、代表者、藤川俊光。

これも2枚めくっていただきたいと思います。

箇所は4カ所になります。ピンクでございます。KH112、KH113、KH114、KH115の4カ所でございます。

工法につきましては、もたれ式擁壁工204.9㎡、ブロック積擁壁工181.4㎡、網状鉄筋挿入工55.2m、3種類の工法によって、この滝地区については工法をなされます。

続きまして、議案第42号、工事請負契約の締結について。

中ほどを省略させていただきます。

1、契約の目的、西滑動第17号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（谷頭③・瓜生迫・瓜生）。

2、契約金額、8,758万1,126円（税抜き額8,109万3,636円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大字陣内1356番地、会社名、長田建設株式会社、代表者、長田宏二。

2枚めくっていただきたいと思います。

4カ所でございます。ピンクでございますけれども、KH-123、KH-124、KH-125、KH-126でございます。主に小野・瓜生迫でございます。

工法につきましては、網状鉄筋挿入工45m、ブロック積擁壁工362.3㎡、

もたれ式擁壁工152.7㎡でございます。

続きまして、議案第43号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月27日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第1号、大切畑地区宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事。

2、契約金額、1億7,928万円（税抜き額1億6,600万円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池市赤星2114番地1、会社名、株式会社八方建設、代表者、代表取締役、前川浩志。

これは2枚をめくっていただきまして、その裏をもう一回見ていただきたいと思います。3枚目の裏になりますけれども、こちらについては、大切畑地区でございます。

工法といたしましては、固結工といたしまして、スラリーの攪拌を7,728㎡使います。固結材の盛り土工といたしまして2,952㎡をまたこれに使わせていただくということでございます。大切畑地区全体の山すべりを防止するためにこの工法を用いて、こちらの建設会社のほうにお願いするところでございます。

以上が、今回議案を提出させていただきました案件でございますので、ご審議方、よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、質疑の際には議案番号を述べて質疑してください。質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番議員、坂本です。

議案第35号から議案第42号までの工法というのはある程度わかって、今まで見たことがあるような工法ですけれども、議案第43号についての質問となります。

今回1億7,900万円という金額で落札されておりますけれども、もう少し内容のほうをちょっと詳しく聞きたいんですけれども、この工法によってどういうふうになるかをもうちょっと詳しくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）先ほど説明をさせていただきましたけれども、固結法、またはスラリー攪拌工という方法でございます。

この方法は、ふだんは、平地のところは使われないんですけれども、ある程度の傾斜地のある集落的な全体、裏山を抱えている、今回の大切畑地区、

または古閑地区、この2カ所で多分、西原のほうではこの工法を用いられるんじゃないかというふうに思っております。

今回は、大切畑地区のほうで、この工法で裏山全体の地すべりを滑りどめをするためにこの工法が持たれているわけですが、それぞれ、どちらかといいますと山の裾野から中腹にかけて、穴を掘ってそこに挿入されたところでコンクリートを練りながらその柱上に全部、山を滑りどめをするということでございまして、個人の宅地じゃなくて山全体の滑りをとめるという工法でございまして、集落的にいきますと大切畑の大体東から西のほうにある程度の箇所をもってその工法をそれぞれ使うということでございまして、深さについては土質調査あたりで、箇所箇所によって深さは変わりますが、直径が大体四、五十cmぐらいじゃないかというふうに聞いておりますけれども、私も直接見たことはございません、正直な話。一応、工法的にはそういった工法でやるということで、一応聞いております。集落全体の宅地の滑りをとめると、個人の宅地じゃなくて全体的な滑りをとめるということで、該当するのが先ほど言いましたように大切畑地区、古閑地区の傾斜のある程度あるところというふうに伺っております。

後ほど、またこちらのほうに工法あたりの攪拌のやつがございましてけれども、これでされるかどうかちょっとわかりませんが、一応、固結工というのはそういった状態でございまして、一応説明だけはさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）坂本君、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

大体何カ所ぐらいでその滑りどめというか、そういう穴を掘ってとめる状況にするのか。あの大切畑地区はかなりの傾斜がありますので、傾斜の中、それと下のほうからということですから、山が要するに滑らないようにするということですから、大体何カ所ぐらいを予定されているんですか。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）ここに手持ち資料はございませんけれども、私の記憶しているところでは4カ所ほど、点じゃなくて線状に一応くいを打ってとめるという状態でございまして、これが村道側の一番下側から中腹、それと上のほうということで、大体3カ所から4カ所を一応線状で結んでやるような状態でございまして、箇所というよりもラインというか、その状態で見ただけであればというふうに思っております。山全体を等高いたったような状態で打っていくというような状態でございまして、ずっと線状に。

（「間隔は」の声）

間隔はわかりませんが、大体ひつついた状態でずらっと打つという

ことで聞いております。

○議長（宮田勝則君）桂君、よろございますか。

ほかに質疑ございませんか。

村長。

○村長（日置和彦君）固結工法といいまして、さっき40cmぐらいと言いましたけれども、もっと大きゅうございます。これをずらっと隣近所ずっとしておる。それを滑動が起きるだろうというところに幾つかして、大切畑地区は傾斜がございまして、全体的な地すべりをとめるということで、その中でもやっぱり危険なところの地すべりをとめるためのもので、大きさも40cmといわん、多分大きゅうございます。

だけれども、そういった方法は、古閑地区はまた別な方法があります。石垣を積みながら後ろのほうを固めていくと、そういう方法もございましてけれども、大切畑地区は、まず先行で多分80cmから1mぐらいの間を幾つか掘ってその中に入れていくという工法でありますので、全体的にはできません。多分、滑動しやすいところにそうやって並べていくという感じでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論についてでございますけれども、これより議案第35号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第35号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

次に、議案第36号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第36号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

次に、議案第37号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第37号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

次に、議案第38号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第38号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

次に、議案第39号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第39号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

次に、議案第40号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第40号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

次に、議案第41号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第41号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

次に、議案第42号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第42号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

次に、議案第43号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第43号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第44号を議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 吉田光範君 登壇 説明)

○建設課長(吉田光範君) 議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月27日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、災補道第2463号、田中高遊線道路災害復旧工事。

2、当初契約金額4,502万448円(税抜き額4,168万5,600円)。変更契約金

額6,549万1,200円（税抜き額6,064万円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大林310番地、会社名、肥後木村組株式会社、代表者、代表取締役、澤村奈古。

今回提案させていただきました議案につきましては、平成30年3月の第1回定例会におきまして、工期の変更の議決をいただきました村道田中高遊線道路災害復旧工事でございます。

今回は、契約金額の変更が必要となりましたので、工事請負契約の変更をお願いするものであります。当初計画では、のり面の安定が図れないということがわかり復旧工法の変更を進めていく中で、国土交通省との重要変更協議が必要となり何度となく工法の協議を行い、やっと工法が決まりましたので、請負金額の変更を行うものであります。

以上でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第44号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって平成30年第4回西原村議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

9 番議員 桂 悦 朗

1 番議員 堀 田 直 孝